政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準

長野県選挙管理委員会
令和８年９月16日制定

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16の規定に基づき長野県選挙管理委員会が行う少額領収書等の写しの開示決定等に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

法第19条の16第11項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示の決定又は同条第12項の規定に基づく不開示の決定は、以下により行う。

１　開示する旨の決定（法第19条の16第11項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 開示請求に係る少額領収書等の写しに長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第７条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が記録されていない場合

(2) 開示請求に係る少額領収書等の写しの一部に非公開情報が記録されている場合。ただし、この場合には、非公開情報が記録されている部分を除いて開示する。

２　開示しない旨の決定（法第19条の16第12項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 開示請求書に法第19条の16第３項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(2) 開示請求が法第19条の16第５項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合

(3) 法第19条の16第６項の規定により、国会議員関係政治団体から同条第５項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があった場合

(4) 解散した国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体以外の政治団体（法第19条の16第20項の規定により国会議員関係政治団体とみなされるものを除く。）又は長野県選挙管理委員会が開示請求に係る年の収支報告書を受理していない国会議員関係政治団体について少額領収書等の写しの開示請求があった場合

３　前２項の判断に当たっては、開示請求に係る少額領収書等の写しに記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断は長野県情報公開条例の解釈及び運用基準（以下「解釈運用基準」という。）第７条各号の解釈及び運用の例に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は解釈運用基準第８条の解釈及び運用の例に、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するか否かの判断は政治資金適正化委員会が定める「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針」に、それぞれよる。